

議案第113号

つくば市一時預かり事業手数料条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年2月13日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市一時預かり事業手数料条例の一部を改正する条例

つくば市一時預かり事業手数料条例（平成21年つくば市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「200円とし、当該幼児が給食を受けるときは、その額に給食1食につき240円を加算した額」を「300円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る手数料について適用し、同日前の利用に係る手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

公立保育所における一時預かり事業について、手数料を改定するため、この条例

案を提出するものである。

議案第 113 号

つくば市一時預かり事業手数料条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市こども部幼児保育課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

公立保育所における一時預かり事業について、類似事業である乳児等通園支援事業の利用者負担額を考慮し、1時間当たりの手数料を200円から300円に改定する。

○ 他自治体の状況等

公立施設における利用者負担額については、それぞれの自治体の実施要綱等で規定

水戸市 1日2,100円 牛久市 1日1,800円

土浦市 4時間まで800円 4時間超1,600円

つくばみらい市 1時間3歳未満児300円 3歳以上児200円

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第7項

○ 条例の施行により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む)

適切な利用者負担額で運用することができる。